特　記　仕　様　書

1　北海道十勝総合振興局森林室が管理している道有林十勝管理区では、SGEC森林管理認証を取得しており、事業者は、事業実施箇所からの油類等の流出による土壌や水質の汚濁防止のため、以下のことを遵守し、適正な現場管理を行わなければならない。

（１）作業現場への油類の搬入は必要最低限の量とし、現場への過剰な持ち込み、保管は行わないこと。

（２）保管場所は油類等の流出防止に配慮し、また、直射日光が当たる等高温にならないような場所を選定し保管すること。

（３）保管をする際は密閉容器を使用すること。

（４）給油の際は、所定の場所で行うこととし、油類の漏出防止に努めること。

（５）機械油等の使用済み容器は必ず持ち帰り、適切に廃棄処理をすること。

（６）上記（1）～（5）の事項を確実に行うため、事業者は責任者を選定し森林室に報告すること。なお、責任者は、火気取扱い責任者との兼務でもよい。

2　道有林十勝管理区の多くは保安林であるため、造材作業着手前に保安林制度に係る許認可が必要となる場合があることや、銃猟立入禁止区域に設定する必要があるため、事業着手届は原則３０日前までに提出すること。

3　道有林へ繋がる林道等幹線道路の多くは、地権者との土地賃借契約により通行可能となっているため、造材作業に係る路線の周辺に住宅や畜舎等がある場合は、重機運搬車、運材車等の通行に細心の注意を払って走行すること。